

公 告（訂正２）

令和８年８月２４日付けて公告した「８債県北河大第１－２号 早岐川河川改修工事（３工区）」にかかる一般競争入札の実施について下記のとおり公告を訂正する。

令和８年９月２日

長崎県県北振興局長 陣野 和弘

記

【訂正内容】

「02_縦覧設計書（参考資料）（工事）」について

02_縦覧設計書（参考資料）（工事）の明細書番号欄に資材コード（例：軽油（パトロール給油）の場合 TT1002）を追記する。

なお、訂正公告前に入札説明書等を入手した者においても、再度電子入札補助システムによりダウンロードすること。

公 告（訂正）

令和８年８月２４日付で公告した「８債県北河大第Ⅰ－２号 早岐川河川改修工事（３工区）」にかかる一般競争入札の実施について下記のとおり公告を訂正する。

令和８年８月２７日

長崎県県北振興局長 陣野 和弘

記

【訂正箇所】

「技術提案区域図」を公告文の最終頁に追加する。

公 告

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので公告する。

令和 8 年 8 月 24 日

長崎県北振興局長 陣野 和弘

I 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 8 債県北河大第 1 - 2 号
- (2) 工 事 名 早岐川河川改修工事（3 工区）
- (3) 工事場所 佐世保市 早岐 1 丁目、2 丁目
- (4) エ 期 1180 日間

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（任意着手方式）であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。

なお、受注者は契約を締結するまでの間に、「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期通知書（様式-1）」により、工事の始期を通知すること。（余裕期間：契約締結日から工事の始期の前日まで）

余裕期間内は、現場代理人、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。

実工期：工事の始期から 1180 日間

（ただし、令和 9 年 1 月 4 日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

- (5) 工事概要 工事延長 L = 138 m
護岸工 A = 380 m²
橋梁下部工 N = 2 基
旧橋撤去工 N = 1 式
道路工 L = 138 m
迂回路工 L = 119 m

- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有

- (7) 本工事は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（最終改正令和 5 年 3 月 17 日長崎県告示第 198 号。以下「実施要綱」という。）第 2 条第 15 号に規定する事前審査型入札である。ただし、「入札前に競争参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者」を「入札後に競争参加資格審査を行った者」に読み替える。

- (8) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案型）を適用した工事である。

- (9) 本工事は、履行確実性評価方式試行要領（以下「履行要領」という。（最終改正令和 6 年 3 月 21 日 5 建企第 437 号））を適用した工事である。

- (10) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

- (11) 本工事は、入札参加の申請（技術提案に関する資料提出を含む。）及び入札書の提出等について、電子入札システム及び電子入札補助システムを使用して行う対象工事である。

- (12) 本工事は、「建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 26 条」の規定に基づく下記の技術者の配置ができる工事である。

①建設工事の専任の主任技術者の取り扱いについて（令和 7 年 1 月 24 日 6 建企第 265 号）ただし、下請負代金額が建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の政令に定める金額以上となる場合は対象外とする。

- (13) 共同企業体で電子入札に参加する場合、「入札書」の提出期限までに、代表構成員が電子入札補助システムにより出資比率の登録をしなければ、当該代表構成員の入札書は無効となる。（長崎県建設工事等電子入札実施要綱第 5 条第 2 項）

- (14) 本工事は、週休 2 日モデル工事（発注者指定型）である。

- (15) 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づく、施工者希望型 ICT 活用工事の対象工事である。

対象工種：土工 10000m³ 未満、※対象となる工種を記載すること

- (16) 本工事は、情報共有システムの発注者利用指定工事である。
- (17) 本工事は、長崎県検査書類限定型の発注者指定工事の対象工事である。
- (18) 本工事は、快適トイレ導入試行対象工事であり、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(設置に要する費用については、当初は計上していない。)
- (19) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。
- (20) 本工事は、「電子契約(試行)」の対象工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の競争参加資格を有する者は、総合評価落札方式入札公告共通事項書（高度技術提案型以外）（以下「共通事項書（高度技術提案型以外）」という。）2の（2）及び（3）に定める要件を満たす共同企業体で、かつ実施要綱第7条第1項に規定する共通事項書（高度技術提案型以外）4（2）のイの提出期限の日から落札決定の日までの間において次に掲げる要件をすべて満たした者とする。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、実工期の始期日からとし、余裕期間の間は本工事への配置を不要とする。

共同企業体の構成員数		2 者	
出 資 比 率		最小限度 30 %	
資 格 要 件	代 表 構 成 員		その他構成員
建設業の種類に関する条件	法第3条の規定に基づく、土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。		法第3条の規定に基づく、土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
営業所等の所在地、総合数値等に関する条件	以下のいずれかの条件を満たすこと。 ア 県北振興局建設部管内（田平土木維持管理事務所管内及び大瀬戸土木維持管理事務所管内を除く。）に主たる営業所を有する者で、土木一式工事に係る総合数値が1000点以上、かつ主観点数が100点以上で格付等級がAランク イ 長崎県内に主たる営業所を有する者で、土木一式工事に係る総合数値が1200点以上、かつ主観点数が100点以上で格付等級がAランク		以下のいずれかの条件を満たすこと。 ア 県北振興局建設部管内（田平土木維持管理事務所管内及び大瀬戸土木維持管理事務所管内を除く。）に主たる営業所を有する者で、土木一式工事に係る格付等級がAランク
年間平均完成工事高	土木一式工事において2億円以上		条件なし
同種工事の施工実績に関する条件	条件なし		条件なし
配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす主任技術者（法第26条第2項に該当する場合は監理技術者）を専任で配置できること。		以下の条件をすべて満たす主任技術者を専任で配置できること。
	国 家 資格等	①以下のいずれかの国家資格等を有する者。 ・法による1級建設機械施工管理技士又は1級建設機械施工技士 ・法による1級土木施工管理技士 ・技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（建設部門、農業部門（選択科目「農業土木又は農業農村工学」、森林部門（選択科目「森林土木」、水産部門（選択科目「水産土木」、総合技術監理部門（選択科目「建設部門関連科目」、「農業土木又は農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」）のいずれかの	①以下のいずれかの国家資格等を有する者。 ・法による1級建設機械施工管理技士又は1級建設機械施工技士 ・法による1級土木施工管理技士 ・技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（建設部門、農業部門（選択科目「農業土木又は農業農村工学」、森林部門（選択科目「森林土木」、水産部門（選択科目「水産土木」、総合技術監理部門（選択科目「建設部門関連科目」、「農業土木又は農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」）のいずれかの

	科目) ・「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」(平成元年建設省告示第128号)の第1号及び第5号の規定により、国土交通大臣が法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認めた者。ただし、特別認定業種が、「土木工事業」に係る者とする。 ②土木工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者。	科目) ・「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」(平成元年建設省告示第128号)の第1号及び第5号の規定により、国土交通大臣が法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認めた者。ただし、特別認定業種が、「土木工事業」に係る者とする。 ②土木工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者。
工 事 経 験	条件なし	条件なし
その他	① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(共通事項書(高度技術提案型以外)4(2)のイの提出期限日を含め連続して3か月以上)にある者。 ただし、倒産を事由に退職した者(倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者)を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 ② 配置技術者の兼務については、Ⅰ 競争入札に付する事項の(12)に記載した配置予定技術者の兼務の通知を確認した上で判断すること。 ③ 共通事項書(高度技術提案型以外)4(2)のイの提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者(途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。)でないこと。 ④ 共通事項書(高度技術提案型以外)4(2)のイの提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事(長崎県発注工事を除く。)において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者(途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。)でないこと。	① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(共通事項書(高度技術提案型以外)4(2)のイの提出期限日を含め連続して3か月以上)にある者。 ただし、倒産を事由に退職した者(倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者)を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 ② 配置技術者の兼務については、Ⅰ 競争入札に付する事項の(12)に記載した配置予定技術者の兼務の通知を確認した上で判断すること。 ③ 共通事項書(高度技術提案型以外)4(2)のイの提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者(途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。)でないこと。 ④ 共通事項書(高度技術提案型以外)4(2)のイの提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事(長崎県発注工事を除く。)において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者(途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。)でないこと。
法に基づく経営事項 審査等	令和8年度長崎県建設工事入札参加格付要綱に基づく入札参加資格名簿(格付表)に登載され、共通事項書(高度技術提案型以外)4(2)のイの提出期限の日から落札決定の日までの間において、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。	令和8年度長崎県建設工事入札参加格付要綱に基づく入札参加資格名簿(格付表)に登載され、共通事項書(高度技術提案型以外)4(2)のイの提出期限の日から落札決定の日までの間において、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。

(注1)「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿（以下「名簿」という。）に登載された営業所（以下「受任営業所」という。）とする。

なお、「営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあつては、本工事に関する入札、契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

(注2)「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

(注3)「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

(注4)「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

(注5)「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなり得ないことに留意すること。

(注6)「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について（最終改正令和7年11月12日7建企第148号）」に規定するものをいう。

(注7) 県北振興局建設部管内（田平土木維持管理事務所管内及び大瀬戸土木維持管理事務所管内を除く）とは、佐世保市、東彼杵郡東彼杵町・川棚町・波佐見町、北松浦郡小値賀町・佐々町の行政区域とする。

3 総合評価に関する事項

(1) 共通事項

(a) 以下文中の「管内」とは、県北振興局建設部管内（田平土木維持管理事務所管内及び大瀬戸土木維持管理事務所管内を除く）の、佐世保市、東彼杵郡東彼杵町・川棚町・波佐見町、北松浦郡小値賀町・佐々町の行政区域とする。

(b) 各評価項目の評価内容等については、本公告に記載がないものは、「長崎県建設工事総合評価落札方式ガイドライン（令和8年度適用）」（以下「ガイドライン」という。）によるものとする。

(c) 配置予定技術者を2名申請する場合は、配点合計が低い配置予定技術者で評価する

(d) 「7（3）総合評価の方法」における仮の評価値の算出は、開札前に審査した技術提案の得点と自己審査点により行う。

(e) 技術資料作成時の留意事項は共通事項書（高度技術提案型以外）17（1）のとおり

(2) 評価項目及び配点

①技術提案：技術申請様式2－1号		
番号	評価項目	配点
①－1	施工上配慮すべき事項	4.0
②配置予定技術者の能力：技術申請様式1号		
番号	評価項目	配点
②－1	配置予定技術者の施工実績	1.5
②－2	配置予定技術者の工事成績評定	2.3
②－3	表彰（優秀現場技術者）	0.7
②－4	配置予定技術者の資格A	1.5
③企業の施工能力：技術申請様式1号		
番号	評価項目	配点
③－1	企業の施工実績	1.6
③－2	工事成績評定	1.6
③－3	施工実績件数	0.7
③－4	優秀工事表彰	0.3
③－5	年間受注高の状況	0.9
③－6	継続的専門能力啓発システム（CPDS）	0.5
③－7	基幹技能者の配置	0.2

③－８	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	1.2
③－９	管内の施工実績	0.9
③－10	社会貢献活動の実績 A	0.5
③－11	社会貢献活動の実績 B	0.2
③－12	特定工事の受注実績	0.3
③－13	従業員数	0.2
③－14	適切な下請契約	0.9
加算点合計		20.0

(3) 評価内容、評価基準等

【①技術提案（加算点計 4点）】

①－１：施工上配慮すべき事項

評価内容	評価基準	配点
躯体コンクリートの品質向上対策及び区域図内における周辺地域への騒音、振動又は粉じん対策 ○評価内容に対する着目点 着目点１：躯体コンクリートのひび割れ防止対策 着目点２：区域図内における周辺地域への騒音、振動又は粉じん対策 ○得点は、提案内容により以下のとおりとする。 ・ 0.5点（良） ・ 0点（普通） ・ ×（不採用）	0.5点×8提案（良とした提案数）	4.0
	0.5点×7提案（良とした提案数）	3.5
	0.5点×6提案（良とした提案数）	3.0
	0.5点×5提案（良とした提案数）	2.5
	0.5点×4提案（良とした提案数）	2.0
	0.5点×3提案（良とした提案数）	1.5
	0.5点×2提案（良とした提案数）	1.0
	0.5点×1提案（良とした提案数）	0.5
	良とした提案なし	0
【評価内容設定理由及び評価の対象外とする事項】 ・ 早岐地区の幹線道路の橋梁架替工事のため、橋梁下部工は幅16m以上の長大な躯体であり、ひび割れの発生が懸念されることからひび割れ防止対策が必要である。 また、現場周辺は住宅地等に近接し、工事の影響を長期間受ける地域住民の負担軽減に向けて、ダンプトラックの往来や施工機械の稼働に伴う周辺地域への騒音対策や粉じん対策の実施が必要である。 ・ コンクリートの材料、混和材、配合に関する提案は評価対象外とする。 ガイドラインに記載の0点（普通）評価を参照のこと。		
作成要領及び特記事項		
1) 作成要領 ① 提案は着目点ごとに提案の手法、効果及び提案の手法に対する通常の手法を記載すること。なお、通常の手法については、通常実施しないものなど記載が困難な場合は、「特になし」と記載する。 ② 提案は着目点ごとに「具体的な技術提案」を記載すること。具体的とは、提案の手法、効果を明確に示し、必要に応じ、具体的な対象箇所、使用材料、数量、時期、規模等が適切に記載されていること。 ③ 発注者の設定した2着目点には技術提案を必ず1つ以上記載すること。また、入札参加者は、2着目点を上限として、評価内容についての着目点を任意に設定できるものとするが、提案数は合計4提案を上限とする。 ④ 着目点は「技術提案」の目的を表す内容とすること。 ⑤ 技術提案は8提案までとする。 ⑥ 提案は本様式1枚に、句読点、数字、記号等を含み800字以内で記載すること。ただし、通常の手法及び着目点欄の文字は除く。なお、本様式には図、表等は添付しないこと。 ⑦ 補足説明資料（図、表等）として1枚のみ提出すること。 （様式は技術申請様式2－5号とし、記載方法は自由とする。補足説明資料は、A4サイズのPDFに変換したデータを提出すること。対象箇所等を図示した資料や、使用材料の効果を示す資料等、技術提案を補足するための図、表等を原則記載すること。記載にあたっては、ガイドラインを参照すること。）		

2) 特記事項

- ① 本様式に提案内容の記載がない場合又は記載があっても評価項目に対し提案内容がすべて異なる場合、入札は無効とする。
- ② 発注者が設定した2つの着目点に対して、具体的な技術提案の記載が無い場合は、すべての提案を評価しない。なお、発注者が設定した2つの着目点については、表現の変更は認めない。変更した場合は、その提案は評価しない。
- ③ 具体的な技術提案が800字を超えた場合は、すべての提案を評価しない。
- ④ 本様式に図、表等が添付されている場合は、すべての提案を評価しない。
- ⑤ 提案が本様式、補足説明様式を合わせて2枚を超える場合は、すべての提案を評価しない。
- ⑥ 具体的な技術提案の手法、効果が判断できない場合は評価しない。
 - ・対策箇所、使用材料、数量、時期、規模等が手法として具体的に記載されていない。
 - ・効果の数値等が具体的に記載されていない。ただし、効果を具体的に示すことが困難なものは、この限りではない
- ⑦ 着目点数は、最大で4着目点（発注者指定分を含む。）とし、4着目点を越えた場合、すべての技術提案を評価しない。
- ⑧ 発注者が設定した2つの着目点については、合計4提案以上の記載がない場合は、すべての提案を評価しない。
- ⑨ 入札参加者が設定した着目点が、目的と判断できない場合、その着目点に基づく技術提案は評価しない。
- ⑩ 類似した手法を記載した技術提案が複数ある場合は、ひとつの技術提案のみ評価する。
- ⑪ 同一の対象箇所に、時期や使用材料を変更した提案が複数ある場合は、1つの技術提案として評価する。
- ⑫ 1つの技術提案に対し複数の手法及び効果を記載した場合、ひとつの技術提案として評価する。
- ⑬ 1つの技術提案の効果が、その工事に占める割合が著しく小さい場合は、その提案は評価しない。
- ⑭ 1つの技術提案に対し複数の手法及び効果を記載した場合において、「不採用」の手法及び効果が含まれている場合、その提案は評価しない。
- ⑮ 本様式に記載の無い提案の資料が補足説明資料に記載されている場合、その部分は参考としない。
- ⑯ 補足説明資料は、本様式にある提案を補足するための資料であり、本様式により十分に説明でき、補足を必要としない項目がある場合においては記載を省略することができ、記載の無いことにより評価において不当な扱いを受けるものではない。

【②配置予定技術者の能力（加算点計 6点）】

評価項目	評価基準	配点
②-1 配置予定技術者の施工実績	同種工事の実績	1.5
	類似工事の実績	0.75
	実績なし	0
評価内容		
公告日の属する年度の直前15ヵ年度から公告日までに完成した公共工事で、同種工事、類似工事の条件に該当するものを評価する。		
評価内容の特記事項		
○同種工事の条件に該当するもの ┆ 契約工事で次の全てを満たす橋梁下部工（橋台又は橋脚）の新設工事 ・鉄筋コンクリート構造 ・車道幅員5.5m以上 ・鋼矢板工法による仮締切工または鋼矢板工法による土留工を伴う工事 ※「車道幅員」には、路肩幅員を含まないものとする。 ○類似工事の条件に該当するもの ┆ 契約工事で次の全てを満たす橋梁下部工（橋台又は橋脚）の新設工事 ・鉄筋コンクリート構造 ・車道幅員5.5m以上 ・鋼矢板工法以外による仮締切工または鋼矢板工法以外による土留工を伴う工事 ※「車道幅員」には、路肩幅員を含まないものとする。 ○対象工事の要件		

対象期間	平成23年度【2011年度】～公告日まで		
発注機関	国、特殊法人等、地方公共団体、公団、公社		
○実績の対象となる工事での役職			
単体で受注した工事の場合		共同企業体で受注した工事の場合	
主任（監理）技術者	現場代理人	代表構成員	主任（監理）技術者又は現場代理人
		その他構成員	主任（監理）技術者
○現場代理人としての実績は、対象工事の工期の始期日以前に、建設業法施行規則第7条の3第2号の土木工事業に掲げる国家資格（法、技術士法）を有し従事した工事に限る。			
○その他構成員の主任（監理）技術者が従事した工事の実績で、以下に該当するものは評価の対象外とする。			
・トンネル工事 ・橋梁上部工事（PC橋、鋼橋） ・ダム工事 ・海上工事			
○当該申請における代表構成員の配置予定技術者の実績を評価する。			
○評価内容の詳細はガイドラインのとおり			
添付資料について			
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量・技術者名等の施工実績の確認に必要なものを添付すること。			

評価項目	評価基準	配点	
②-2 配置予定技術者の工事成績評定	80点以上	2.3	
	78点以上 80点未満	1.73	
	76点以上 78点未満	1.15	
	74点以上 76点未満	0.58	
	74点未満	0	
評価内容			
公告日の属する年度の直前5ヵ年度から公告日までに完成した工事で配置予定技術者が従事した「土木一式工事」の工事成績評定の最高点を評価する。			
評価内容の特記事項			
○対象工事の要件			
対象期間	令和3年度【2021年度】～公告日まで		
発注機関	長崎県土木部、水産部、農林部及び県民生活環境部（旧環境部）自然環境課		
○実績の対象となる役職			
単体で受注した工事の場合		共同企業体で受注した工事の場合	
主任（監理）技術者	現場代理人	代表構成員	主任（監理）技術者又は現場代理人
		その他構成員	主任（監理）技術者
○現場代理人としての実績は、対象工事の工期の始期日以前に、建設業法施行規則第7条の3第2号の土木工事業に掲げる国家資格（法、技術士法）を有し従事した工事に限る。			
○その他構成員の主任（監理）技術者が従事した工事の実績で、以下に該当するものは評価の対象外とする。			
・トンネル工事 ・橋梁上部工事（PC橋、鋼橋） ・ダム工事 ・海上工事			
○当該申請における代表構成員の配置予定技術者の実績を評価する。			
○その他詳細はガイドラインのとおり			
添付資料について			
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、工事成績評定通知書の写し、工事完成確認書の写し及びコリンズの写し等の該当工事名・発注機関・技術者名・工事の業種を確認できるものを添付すること。			

評価項目	評価基準	配点
②-3 表彰（優秀現場技術者）	知事表彰	0.7
	機関長表彰	0.35
	実績無し	0

評価内容		
公告日の属する年度の直前１０ヵ年度から公告日までに受賞した、長崎県の優秀工事表彰の主任（監理）技術者を評価する。		
評価内容の特記事項		
○表彰実績の要件		
対象期間	平成28年度【2016年度】～公告日まで	
表彰の種類	長崎県優秀工事表彰（下請表彰を除く）	
○実績の対象となる役職		
単独として受注した工事の場合	共同企業体として受注した工事の場合	
主任（監理）技術者	代表構成員	主任（監理）技術者
	その他構成員	主任（監理）技術者
○単体として受注した工事の主任（監理）技術者又は、共同企業体として受注した工事の代表構成員の主任（監理）技術者が途中交代を行っている場合は、従事期間に係わらず、表彰を受けた技術者を評価する。		
○当該申請における代表構成員の実績を評価する。		
○移籍前の企業の表彰実績で申請する場合、移籍した年度とその後３ヵ年度は評価しない。		
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、優秀現場技術者表彰状の写し等を添付すること。ただし、共同企業体のその他構成員の主任（監理）技術者の表彰で申請する場合は、表彰状等の写しとコリンズの写し等を添付すること。		

評価項目	評価基準	配点
②－４ 配置予定技術者の資格 A	技術検定取得後５年以上又は技術士取得後３ヵ月以上	1.5
	技術検定取得後３年以上５年未満	1.13
	技術検定取得後３ヵ月以上３年未満	0.75
	その他	0
評価内容		
配置予定技術者が所持する資格と、その資格取得日から共通事項書４（２）のイの提出期限日までの期間の経験期間で評価する。		
評価内容の特記事項		
○資格の種類		
技術検定	Ⅰ級土木施工管理技士	
	Ⅰ級建設機械施工管理技士又はⅠ級建設機械施工技士	
技術士	建設部門	
	農業部門（選択科目「農業土木又は農業農村工学」）	
	森林部門（選択科目「森林土木」）	
	水産部門（選択科目「水産土木」）	
	総合技術監理部門（選択科目「建設部門関連科目」、「農業土木又は農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」）のいずれか	
○当該申請における代表構成員の配置予定技術者の資格を評価する。		
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、資格者証、合格証明書等の写しを添付すること。		

【③企業の施工能力（加算点計 １０点）】

評価項目	評価基準	配点
③－１ 企業の施工実績	同種工事の実績	1.6
	類似工事の実績	0.8
	実績なし	0

評価内容							
公告日の属する年度の直前15ヵ年度から公告日までに完成した公共工事で、同種工事、類似工事の条件に該当するものを評価する。							
評価内容の特記事項							
○同種工事の条件に該当するもの 契約工事で次の全てを満たす橋梁下部工（橋台又は橋脚）の新設工事 ・鉄筋コンクリート構造 ・車道幅員5.5m以上 ・鋼矢板工法による仮締切工または鋼矢板工法による土留工を伴う工事 ※「車道幅員」には、路肩幅員を含まないものとする。 ○類似工事の条件に該当するもの 契約工事で次の全てを満たす橋梁下部工（橋台又は橋脚）の新設工事 ・鉄筋コンクリート構造 ・車道幅員5.5m以上 ・鋼矢板工法以外による仮締切工または鋼矢板工法以外による土留工を伴う工事 ※「車道幅員」には、路肩幅員を含まないものとする。 ○対象工事の要件 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>対象期間</td> <td>平成23年度【2011年度】～公告日まで</td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td>国、特殊法人等、地方公共団体、公団、公社</td> </tr> <tr> <td>施工場所</td> <td>長崎県内で元請として施工した工事</td> </tr> </table> ○受注形態が共同企業体の場合、代表構成員又は出資比率が20%以上のその他構成員の施工実績とする。 ○当該申請における代表構成員の実績を評価する。 ○その他詳細はガイドラインのとおり		対象期間	平成23年度【2011年度】～公告日まで	発注機関	国、特殊法人等、地方公共団体、公団、公社	施工場所	長崎県内で元請として施工した工事
対象期間	平成23年度【2011年度】～公告日まで						
発注機関	国、特殊法人等、地方公共団体、公団、公社						
施工場所	長崎県内で元請として施工した工事						
添付資料について							
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等の施工実績の確認に必要なものを添付すること。							

評価項目	評価基準	配点				
③-2 工事成績評定	80点以上	1.60				
	79点以上 80点未満	1.40				
	78点以上 79点未満	1.20				
	77点以上 78点未満	1.00				
	76点以上 77点未満	0.80				
	75点以上 76点未満	0.60				
	74点以上 75点未満	0.40				
	74点未満	0				
評価内容						
公告日の属する年度の前年度の9月30日から遡った2年間の「土木一式工事」の工事成績評定の平均点を評価する。						
評価内容の特記事項						
○対象工事の要件 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>対象期間</td> <td>令和5年10月1日～令和7年9月30日まで【2023年10月1日～2025年9月30日まで】</td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td>長崎県土木部、水産部、農林部、県民生活環境部（旧環境部）自然環境課、土地開発公社、住宅供給公社及び道路公社</td> </tr> </table> ○その他詳細はガイドラインのとおり ○当該申請における代表構成員の実績を評価する。 ○工事成績評定の平均点は小数一位切り捨てとする。 ○評価方法について ・事前審査制度を活用していない場合は、「工事成績評定一覧表」と長崎県データベースと照合する。 ・長崎県データベースにより算出した点数と自己審査点の点数が異なる場合は、点数が低い方を採用する。			対象期間	令和5年10月1日～令和7年9月30日まで【2023年10月1日～2025年9月30日まで】	発注機関	長崎県土木部、水産部、農林部、県民生活環境部（旧環境部）自然環境課、土地開発公社、住宅供給公社及び道路公社
対象期間	令和5年10月1日～令和7年9月30日まで【2023年10月1日～2025年9月30日まで】					
発注機関	長崎県土木部、水産部、農林部、県民生活環境部（旧環境部）自然環境課、土地開発公社、住宅供給公社及び道路公社					

添付資料について	
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類 「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、様式「工事成績評定一覧表」を作成し添付することとし、工事毎の「工事成績評定通知書」の添付は不要とする。 ○事前審査制度を活用する場合の提出書類 「結果通知書」の写しを添付し、様式「工事成績評定一覧表」の提出は不要とする。 ○様式「工事成績評定一覧表」は長崎県ホームページからダウンロードすること。	

評価項目	評価基準	配点
③－３ 施工実績件数	１０件以上	0.7
	７件以上１０件未満	0.53
	４件以上７件未満	0.35
	１件以上４件未満	0.18
	実績なし	0
評価内容		
評価項目③－２「工事成績評定」の対象となる工事件数を評価する。		
評価内容及び添付書類の特記事項		
○実績の対象期間及び提出書類について 評価項目③－２「工事成績評定」と同じ		

評価項目	評価基準	配点
③－４ 優秀工事表彰	知事表彰	0.3
	機関長表彰、下請表彰	0.15
	実績無し	0
評価内容		
公告日の属する年度の直前 10 ヶ年度から公告日まで受賞した、長崎県の優秀工事表彰及び下請表彰を評価する。		
評価内容の特記事項		
○表彰実績の要件		
対象期間	平成28年度【2016年度】～公告日まで	
表彰の種類	長崎県優秀工事表彰（知事表彰、機関長表彰、下請表彰）	
○当該申請における代表構成員の実績を評価する。		
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類 「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、「優秀工事表彰状の写し等」を添付すること。		
○事前審査制度を活用する場合の提出書類 「結果通知書」の写しを添付し、「優秀工事表彰状の写し等」の提出は不要とする。		

評価項目	評価基準	配点
③－５ 年間受注高の状況	受注比率０．２５未満	0.9
	受注比率０．２５以上　０．５　未満	0.68
	受注比率０．５　以上　０．７５未満	0.45
	受注比率０．７５以上　１．０　未満	0.23
	受注比率１．０　以上　１．２５未満	0
	受注比率１．２５以上　１．５　未満	-0.45
	受注比率１．５　以上	-0.9
評価内容		
落札決定日が公告日前日から遡った１年間の年間受注高（落札決定額（当初請負契約額）の合計額）と、公告		

日の属する年度の直前5ヵ年度の年度平均完成工事高（最終請負契約額の5ヵ年度平均完成工事高）の受注比率を評価する。

評価内容の特記事項

$$\text{受注比率} = \text{「年間受注高」} \div \text{「年度平均完成工事高」}$$

○年間受注高の算定（過去１年間の合計額）

対象期間	令和7年8月24日～令和8年8月23日まで【2025年8月24日～2026年8月23日まで】 ※落札決定日が同日を含む。また契約前も含む。
発注機関	長崎県土木部、水産部
工事の種類	土木一式工事（急傾斜地崩壊対策工事を除く）、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事

※随意契約で受注した工事は、算定から除外する。

○年度平均完成工事高の算定（5ヵ年度の平均）

対象期間	令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度） ※工事完成確認日が各年度の4月1日、3月31日を含む。
発注機関	長崎県土木部、水産部、農林部
工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事

※最終請負金額が500万円未満の工事は、算定から除外する。

○実績の対象工事が共同企業体で受注した工事の場合の算定方法

年間受注高	落札決定額×それぞれの出資比率
年度平均完成工事高	最終請負契約額×それぞれの出資比率

○実績の対象工事が債務負担行為工事の場合の算定方法

年間受注高の算定	落札決定額は、当初全体請負契約額とし当該年度支払限度額のみとはしない。
年度平均完成工事高	最終請負契約額は、最終全体請負契約額とし当該年度支払限度額のみとはしない。

○「年度平均完成工事高」が2億円未満の場合は、2億円として受注比率を算定する。

○当該申請における代表構成員の受注比率を評価する。

○その他詳細はガイドラインのとおり

○評価方法について

- ・技術申請様式Ⅰ号に記載がないもの及び添付資料がないものは、最も低い評価とする。
- ・技術申請様式Ⅰ号に記載された「年間受注高」、「年度平均完成工事高」と長崎県データベースとの照合により評価する。
- ・長崎県データベースにより算出した点数と自己審査点の点数が異なる場合は、点数が低い方を採用する。

添付資料について

○事前審査制度を活用しない場合の提出書類

「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、様式「年間受注高一覧表」及び「年度平均完成工事高一覧表」を作成し添付すること。

※各工事の当初請負契約額及び最終請負契約額を証明する資料の添付は不要とする。

○事前審査制度を活用する場合の提出書類

様式「年間受注高一覧表」及び「結果通知書」の写しを添付し、「年度平均完成工事高」の提出は不要とする。

○様式「年間受注高一覧表」及び様式「年度平均完成工事高一覧表」は長崎県ホームページからダウンロードすること。

評価項目	評価基準	配点
③－６ 継続的専門能力啓発システム	１００ユニット以上	０.５
	１００ユニット未満	０
評価内容		
公告日の属する年度の前年度の１０月３１日から遡った１年間の期間に、継続的専門能力啓発システム（ＣＰＤＳ）へ登録した学習単位の合計を評価する。		
評価内容の特記事項		

○受講実績の要件	
対象期間	令和6年11月1日～令和7年10月31日まで【2024年11月1日～2025年10月31日まで】
受講対象	(一社)全国土木施工管理技士会連合会継続学習制度(CPDＳ)
○当該申請における代表構成員の受講実績を評価する。	
○その他詳細はガイドラインのとおり	
添付資料について	
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類 「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、「学習履歴証明書等」を添付すること。ただし、令和8年度の長崎県建設工事入札参加資格に係る届出で長崎県が確認している場合は、添付を不要とする。	
○事前審査制度を活用する場合の提出書類 「結果通知書」の写しを添付し、「学習履歴証明書等」の提出は不要とする。	

評価項目	評価基準	配点
③－7 基幹技能者の配置	配置する	0.2
	配置しない	0
評価内容		
国土交通省に登録された登録基幹技能者の配置を誓約することを評価する。		
評価内容の特記事項		
○対象とする登録基幹技能者の種類 元請又は下請にかかわらず、以下に示す登録基幹技能者のいずれか1名以上の配置を誓約		
コンクリート圧送基幹技能者	機械土工基幹技能者	鉄筋基幹技能者
型枠基幹技能者	鳶・土工基幹技能者	切断穿孔基幹技能者
標識・路面標示基幹技能者	土工基幹技能者	
○誓約内容の詳細は、「長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領（別紙4）を確認すること。		
○その他詳細はガイドラインのとおり		

評価項目	評価基準	配点
③－8 工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	代表構成員及びその他構成員とも管内に主たる営業所あり	1.2
	代表構成員又はその他構成員のどちらかが管内に主たる営業所あり	0.6
	なし	0
評価内容		
「代表構成員」及び「その他構成員」の主たる営業所等の所在地を評価する。		
評価内容の特記事項		
○以下の営業所は、主たる営業所に該当しない。 ・「県内業者の営業所の取扱いについて」（令和8年1月19日7監第195号、7建企第189号）に基づく承認の通知を受けている営業所 ・「長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱」（平成17年9月15日制定）に基づく「合併等による特例措置認定通知書」の通知を受けている営業所		
○その他詳細はガイドラインのとおり		

評価項目	評価基準	配点
③－9 管内の施工実績	5件以上の実績あり	0.9
	3件以上5件未満の実績あり	0.45
	3件未満の施工実績	0
評価内容		
長崎県が発注し、公告日の属する年度の直前15ヵ年度に、管内で施工した実績件数を評価する。		
評価内容の特記事項		
○実績の要件		
対象期間	平成23年度～令和7年度まで【2011年度～2025年度まで】	
発注機関	長崎県（県警、公社、公団を含む）	

金額	最終請負金額2, 500万円以上
○当該申請における代表構成員の実績を評価する。	
○その他詳細はガイドラインのとおり	
添付資料について	
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類 ・「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、「管内の施工実績一覧表」を作成し添付すること。 ・発注機関が、長崎県土木部、水産部、農林部、県民生活環境部以外の実績については、発注機関、施工場所、完成年度、請負金額を確認できるものとして、コリンズの写し、契約書の写し、発注機関の証明書等を添付すること。	
○事前審査制度を活用する場合の提出書類	
「結果通知書」の写しを添付し、「管内の施工実績一覧表」の提出は不要とする。	
○様式「管内の施工実績一覧表」は長崎県ホームページからダウンロードすること。	

評価項目	評価基準	配点
③－１０ 社会貢献活動の実績Ａ	活動実績Ａ	0.5
	活動実績Ｂ	0.25
	活動実績なし	0

評価内容
公告日の属する年度の前年度の、管内における社会貢献活動（災害支援協定に基づく活動を含む。）の活動回数を評価する。

評価内容の特記事項

○活動内容	
対象期間	令和7年度【2025年度】
活動内容	公共施設の清掃・美化活動及び災害支援等に関する活動

○活動内容の種類	
公共施設の清掃・美化活動	国、県、市、町のアダプト事業、愛護団体事業登録制度等に基づく活動
災害支援に関する活動	大規模災害並びに事故発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定に基づく支援活動、家畜伝染病発生時の防疫措置支援活動（社会貢献）に関する協定に基づく活動

○活動回数	
活動実績Ａ	合計４回以上の活動実績
活動実績Ｂ	合計２回以上４回未満の活動実績
活動実績なし	活動実績Ｂ未満の活動

※活動の算定は、１日を１回とする。	
○当該申請における代表構成員の実績を評価する。	
○その他詳細はガイドラインのとおり	

添付資料について

○事前審査制度を活用しない場合の提出書類 ・「評価内容及び評価基準」を証明する資料を添付すること。 ・添付資料は、ガイドラインを参照し、必要な資料と添付すること。	
○事前審査制度を活用する場合の提出書類	
「結果通知書」の写しを添付し、「評価内容及び評価基準」を証明する資料の提出は不要とする。	

評価項目	評価基準	配点
③－１１ 社会貢献活動の実績Ｂ	いずれか該当あり	0.2
	なし	0

評価内容
下記の年度の社会貢献活動（ボランティア活動）の実績を評価する。

評価内容の特記事項

○以下のいずれかの活動実績を評価する。

対象期間	下記のとおり
活動内容	令和8年度【2026年度】の管内の消防団員の雇用
	令和7年度【2025年度】の管内の土木の日の運営協力
	令和7年度【2025年度】の各種の学校が行う県内の3日間以上の現場実習（インターンシップ）の協力

○当該申請における代表構成員の実績を評価する。

○その他詳細はガイドラインのとおり

添付資料について

○事前審査制度を活用しない場合の提出書類

・「評価内容及び評価基準」を証明する資料を添付すること。

・添付資料は、ガイドラインを参照し、必要な資料を添付すること。

○事前審査制度を活用する場合の提出書類

「結果通知書」の写しを添付し、「評価内容及び評価基準」を証明する資料の提出は不要とする。

評価項目	評価基準	配点
③－１２ 特定工事の受注実績	３件以上の受注実績あり	0.3
	２件の受注実績あり	0.2
	１件の受注実績あり	0.1
	実績なし	0
評価内容		
公告日の属する年度の直前２ヵ年度から公告日までに、発注者が指定する特定工事の管内における受注実績（落札決定日）で評価する。		
評価内容の特記事項		
○実績の対象期間		
対象期間	令和6年度【2024年度】～公告日まで	
発注機関	長崎県土木部、水産部	
○当該申請における代表構成員の実績を評価する。		
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		
「評価内容及び評価基準」を証明する資料として、特定工事であることを示した公告文または特記仕様書の写し、県ホームページ公表の「令和３年度特定工事受注実績評価の対象工事一覧」のコピー）を添付すること		

評価項目	評価基準	配点
③－１３ 従業員数	３０人以上	0.2
	１０人以上３０人未満	0.1
	１０人未満	0
評価内容		
長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づき、公告日の属する年度に係る主観的審査事項の建設業従事職員数の項目で審査した建設業従事職員数を評価する。 ただし、主観的審査事項の建設業従事職員数を届け出していない者においては、公告日の属する年度の前年度に、法第１１条の規定に基づき提出した変更届の使用人数で評価する。		
評価内容の特記事項		
○対象年度		
建設工事入札参加資格審査の対象年度	令和8年度【2026年度】	
○当該申請における代表構成員の実績を評価する。		
○その他詳細はガイドラインのとおり		
添付資料について		
○事前審査制度を活用しない場合の提出書類		

・主観的審査事項の建設業従事職員数を届け出た者については、提出書類は不要。 ・主観的審査事項の建設業従事職員数を届け出していない者については、変更届出書（受付印が押印されたもの）及び様式4号使用人数の写し。ただし、当該年度に使用人数の変更が無かった場合は、使用人数の変更を行った最新の変更届出書を提出すること ○事前審査制度を活用する場合の提出書類 「結果通知書」の写しを添付すること。

評価項目	評価基準	配点
③－１４ 適切な下請契約	３項目を誓約する	0.90
	２項目を誓約する	0.60
	１項目を誓約する	0.30
	誓約しない	0
評価内容		
当該工事の下請契約（建設業を営む者との契約）について、以下の（１）～（３）の事項を誓約した項目数により評価する。		
（１）	下請次数の制限	
（２）	下請契約金額の合意形成	
（３）	建設キャリアアップシステムの事業者登録	
評価内容の特記事項		
○下請次数の制限 下請契約による請負次数を２次下請までに制限することを誓約する場合に評価する。 ○下請契約金額の合意形成 労務費及び法定福利費を明示した見積書を尊重して下請け契約を締結し、労務費及び法定福利費相当分を現金払いする場合のみ評価する。なお、建設業を営まない者は評価の対象としない。 ○建設キャリアアップシステムの事業者登録 契約工期内に元請かつ全ての下請企業（建設業者以外及び県外企業は除く。）の事業者登録が完了する場合のみ評価する。なお、建設現場でのカードリーダーの設置による建設技能者の就業履歴の蓄積や作業員名簿の作成等及び技能者の登録は、評価の対象としない。 ○誓約内容については、「長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領（別紙５）」を確認すること。 ○その他詳細はガイドラインのとおり		

注）添付が義務付けられている証明する資料は、競争入札に参加する者が保有する資料とするが、それがない場合又はそれにより証明できない場合に限り、「発注機関の証明書」とすることができる。

４ 競争参加資格の確認資料及び技術資料の提出

- （１） 入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、競争参加資格の確認資料及び総合評価に関する技術資料を、以下により適切に提出しなければならない。
- （２） 入札参加の申請資料として、以下に示す資料を電子入札補助システムで事前に提出しなければならない。
 - ① 共通事項書（高度技術提案型以外）４（２）のイとして、「技術申請様式２－１号：技術提案書①」、及び共通事項書（高度技術提案型以外）４（２）のウとして、「技術申請様式２－５号：補足説明資料」を提出すること。また、工業所有権を含む技術提案で、取扱いに関する事項がある場合は、「技術申請様式２－３号：技術提案の取り扱いに関する事項」を提出すること。
- （３） 競争参加資格の確認資料として、入札書と同時に電子入札補助システムで提出しなければならないもの
 - ① 共通事項書（高度技術提案型以外）４（１）のア、イ及びオ
 - ② 長崎県建設工事入札参加者格付要綱第９条に基づく再度の審査を受けた者は、共通事項書（高度技術提案型以外）４（１）のウとして直近の総合評定値通知書の写し
- （４） 総合評価に関する技術資料として、入札書と同時に電子入札補助システムで提出しなければならないもの
 - ① 共通事項書（高度技術提案型以外）４（２）のア
- （５） 指定された提出資料については、下記事項に留意すること。
 - ① ＰＤＦファイルに変換した電子データを提出するものとする。ただし、共通事項書（高度技術提案型以外）

4（2）のア（技術申請様式Ⅰ号：技術者及び企業の施工能力調書）及びイ（技術申請様式2－Ⅰ号：技術提案書①）については、公告に添付されたE x c e lファイルで提出すること。

- ② 提出様式は県のホームページからダウンロードした最新のファイルを使用すること。
- ③ 提出された電子データが発注機関において読み込めない場合や、電子データが不鮮明で、内容が判断できない場合は評価しない。
- ④ 長崎県電子入札補助システムへの電子データの提出（アップロード）は指定された場所に保存することとし、指定の場所に保存していない場合は未提出とする。
- ⑤ 電子入札補助システムで提出するE x c e lファイル（様式2－Ⅰ号、様式Ⅰ号）について、ファイルのシート追加やシート名の変更を行った場合は無効とする。

（6）紙入札に移行した場合における提出方法

入札方法	提出方法	提出部数
紙入札	持参のみ受付	電子媒体（C D）2部

注：電子媒体（C D）については、下記事項に留意すること。

- ① 電子媒体（C D）には、指定された資料を収めること。なお、収める資料については、4（5）に準じること。
- ② C D－Rのラベルには「工事番号」、「工事名」、入札参加者名の「商号（又は名称）」、ウイルスチェック欄を設け「ウイルスチェックの実施日」、「提出日」を記入すること。
- ③ 電子媒体に収めたP D Fファイル及びE x c e lファイルのファイル名は、「商号（又は名称）」とすること。なお、複数のP D Fファイルを保存する場合のファイル名は、「商号（又は名称）」とファイルの内容がわかるタイトルで保存すること。

5 入札等担当部局

区 分	担 当 内 容	担 当 部 局	電 話 番 号 等	住 所
入札・契約担当	提出書類、入札・契約に関する事項	長崎県 県北振興局 管理部 会計課	TEL 0956-22-9049 FAX 0956-23-4708	〒857-8502 長崎県佐世保市木場田町3番25号
工事・技術担当	設計図書の内容等技術的要素に関する事項	長崎県 県北振興局 建設部 河川課	TEL 0956-23-5083 FAX 0956-22-6746	

6 入札日程

【交付について】 競争参加資格の確認資料及び総合評価に関する技術資料様式、入札説明書の交付期間及び方法	【交付期間】 令和8年8月24日(月曜日)から 令和8年10月8日(木曜日)まで	① 書類様式 長崎県ホームページ（ https://www.pref.nagasaki.jp/ ）トップページ「分類で探す／まちづくり／建設・砂利・採石業／建設業／公共工事等の入札契約関係／各種様式」から入手すること。 ② 技術資料 「入札情報サービスポータルサイト」より入手すること。 ② 入札説明書 電子入札補助システムにより入手すること。
--	--	---

【申請について】 提出期間、場所及び方法 4（2）で指定する資料	【申請期間】 令和8年8月25日(火曜日)から 令和8年9月14日(月曜日)まで	電子入札補助システムにより申請する。
技術資料に係る ヒアリング	必要に応じて実施する。	5の工事・技術担当部局による。
【質問について】 入札説明書に関する質問 期間及び場所	【質問期間】 令和8年8月25日(火曜日)から 令和8年10月2日(金曜日)まで	・電子入札補助システム又は5の担当部局による。 ・入札質問書を提出する前に5の入札・契約担当へ連絡し、提出後においても必ず着信確認をすること。
上記回答期限及び回答方法	令和8年10月6日(火曜日)まで	・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答。 ・全参加者に関する事項は、電子入札補助システムにて回答。
【入札書等の提出】 入札書及び競争参加資格の 確認資料等【4（3）及び 4（4）で指定する資料】の 提出期間、場所及び方法	【入札期間】 令和8年10月9日(金曜日)から 令和8年10月14日(水曜日)まで	・入札書 電子入札システムにより提出する。 ・競争参加資格の確認資料等 電子入札補助システムにより提出する。 ・技術申請様式1号及び技術申請様式2-1号については、 公告に添付された最新のExcelファイルで提出すること。
開札日時及び場所	令和8年10月15日(木曜日) 午前10時00分から	長崎県県北振興局 別館2階 入札室 〒857-8502 長崎県佐世保市木場田町3番25号 電話 0956-22-9049
配置予定技術者に係る通知書の提出期間、場所及び方法	落札者仮決定通知の翌日から 起算して3日以内	・電子入札補助システムにより提出する。

（注1）上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（来所する場合は正午から午後1時までを除く。）とする。（ホームページ掲載内容を除く。）

（注2）入札説明書に関する質問は、原則として電子入札補助システムにより行うこと。

ただし、電子入札補助システムが使用できない場合は、書面により郵送で行うこと。（時間的に不可能でやむを得ない場合は電送も可とするが、電送後直ちに原本を郵送すること。）この場合において、質問者は郵送又は電送を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

（注3）入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は、必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

（注4）配置予定技術者に係る通知書の提出については、やむを得ない場合は、電送による通知も可とするが、電送後に必ず提出先に着信確認を行い、直ちに原本を郵送すること。

7 落札者の決定方法及び総合評価の方法

落札者は長崎県建設工事総合評価落札方式実施要領（最終改正令和7年3月21日6建企第332号）第11条の規定及び履行要領に基づき決定し、落札者については決定後、速やかに落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。

（1）履行確実性評価方式の定義

- ・履行確実性評価方式とは、履行要領第2条に規定するものをいう。
- ・履行確実性評価価格は、建設工事の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱（最終改正令和6年3月21日5建企第434号）に基づき算定するものとする。
- ・低価格での入札による契約は、契約の不履行等を招くおそれがあることから、工事の適正な履行を確保するため、履行要領に基づき履行確実性確保価格を設定するものとする。

（2）落札仮決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「技術提案」、「配置予定技術者の能力」及び「企業の施工能力」をもって入札に参加

加し、次のア～イの要件に該当する者のうち、「(3) 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札仮決定者とする。

ア 入札価格が予定価格の範囲内であること。

イ 評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 100,000,000$$

予定価格の単位は円とする。

なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、以下のとおりとする。

①加算点並びに入札価格が同じ場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

②対象となる者全てが、履行確実性評価価格以上で入札した場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

③上記以外の場合

最低の価格をもって入札した者を落札仮決定者に決定する。

ただし、落札仮決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者として決定することができる。

(3) 総合評価の方法

ア 評価値は、次の算出方法により算定する。

1) 評価値の算出方法

①入札価格が履行確実性評価価格以上の場合

$$\text{評価値} = \left(\frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} \right) \times 100,000,000$$

②入札価格が履行確実性評価価格未満、履行確実性確保価格以上の場合

$$\text{評価値} = \left(\frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{履行確実性評価価格}} \right) \times 100,000,000$$

③入札価格が履行確実性確保価格未満の場合

$$\text{評価値} = \left(\frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{履行確実性評価価格} + (\text{履行確実性確保価格} - \text{入札価格})} \right) \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行なわないものとする。

ただし、評価値の表示は、原則、小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

2) 標準点と加算点

標準点は100点とし、加算点は0点～20点の範囲とする。

3) 加算点の算出方法

加算点は、「4) 評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出方法により算定する。

$$\text{加算点} = \text{評価点数の合計値}$$

4) 評価の基準

3(3)の評価基準による。

5) 評価の審査順序

評価の審査順序は、仮の評価値が最も高い者から審査する。技術資料の審査の結果、評価値が最も高い者であると判明した場合は、その他の者の技術資料の審査は行わない。また、各評価項目の自己審査点に誤りがあった場合は、以下のとおりとする。

・自己審査点の点数が技術資料の審査結果より過大である場合は、技術資料の評価点数を採用する。

・自己審査点の点数が技術資料の審査結果より過小である場合は、自己審査点の評価点数を採用する。

イ 仮の評価値は、次の算出方法により算定する。

1) 仮の評価値の算出方法

①入札価格が履行確実性評価価格以上の場合

$$\text{評価値} = \left(\frac{\text{標準点} + \text{仮の加算点}}{\text{入札価格}} \right) \times 100,000,000$$

②入札価格が履行確実性評価価格未満、履行確実性確保価格以上の場合

$$\text{評価値} = \left(\frac{\text{標準点} + \text{仮の加算点}}{\text{履行確実性評価価格}} \right) \times 100,000,000$$

③入札価格が履行確実性確保価格未満の場合

$$\text{評価値} = \left(\frac{\text{標準点} + \text{仮の加算点}}{\text{履行確実性評価価格} + (\text{履行確実性確保価格} - \text{入札価格})} \right) \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行なわないものとする。

ただし、評価値の表示は、原則、小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

2) 標準点と仮の加算点

標準点は100点とし、仮の加算点は0点～20点の範囲とする。

3) 仮の加算点の算出方法

仮の加算点は、開札前に審査された技術提案の得点と、参加者が「4) 評価の基準」に基づき評価を行った自己審査点により、以下の算出方法で算定する。

仮の加算点＝技術提案の得点＋自己審査点

4) 評価の基準

3(3)の評価基準による。

(4) 契約条件の履行

履行確実性確保価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合は、次に掲げる条件の履行を求めるものとする。

1) 請負代金額の10分の3以上の契約保証金を納付すること。

2) 配置予定技術者とは別に配置予定技術者と同一の資格（同種工事の経験を除く。）を有する技術者1名を専任で配置すること（落札仮決定者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員に対してのみ求めるものとする。）。

3) 前号の技術者は施工中、配置予定技術者を補助し、法第26条の4に規定する職務と同様の職務を行うものとする。

4) 前払金の金額を請負代金額の2割以内とすること。

(5) 監督業務の強化

履行確実性確保価格を下回る価格で入札を行ったものと契約した場合は、契約の適正な履行を確保するため、次の措置を講じるものとする。

1) 法第24条の8の規定による施工体制台帳の提出、及び必要に応じその内容について聴き取りを行う。

2) 工事の監督及び検査業務を強化する。

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額とする。ただし、県財務規則第112条第1項各号に掲げる担保の提供、第113条第1号に規定する履行保証保険証券又は同条第2号に規定する工事履行保証証券の提出に代えることができる。

10 落札候補者のうち競争参加資格なしと認められた者又は落札者とされなかった者に対する理由の説明

落札候補者のうち競争参加資格なしと認められた者又は落札者とされなかった者は長崎県建設工事苦情処理手続要綱に基づき、契約担任者に対して競争参加資格なしと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

落札候補者のうち競争参加資格なしと認めた理由又は落札者とされなかった理由に関する苦情申立期間	入札結果表の公表をした日の翌日から起算して7日以内（休日除く。）とする。	長崎県 県北振興局 管理部 会計課 TEL 0956-22-9049 FAX 0956-23-4708 〒857-8502 長崎県佐世保市木場田町3番25号
上記回答期限	苦情申立期限の日の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）とする。	
上記回答に対する再苦情申立期間	回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）とする。	

11 その他

(1) その他入札参加資格、技術資料、入札・契約に関する事項は共通事項書（高度技術提案型以外）のとおり。

(2) 入札結果、本公告及び共通事項書（高度技術提案型以外）は、長崎県入札情報サービスポータルサイトに掲載する。

ホームページアドレス (<https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>)

- (3) 入札制度関係要綱要領等は、長崎県ホームページに掲載する。
長崎県ホームページ (<https://www.pref.nagasaki.jp/>) トップページ「分類で探す／まちづくり／建設・砂利・採石業／建設業／公共工事等の入札契約関係／要綱・要領」
- (4) 申請様式等については、ホームページに掲載してある最新版を使用すること。旧様式で申請した場合、提出書類の不備として参加資格が認められない場合があるので留意すること。
長崎県ホームページ (<https://www.pref.nagasaki.jp/>) トップページ「分類で探す／まちづくり／建設・砂利・採石業／建設業／公共工事等の入札契約関係／各種様式」
- (5) 不明な点に関する問い合わせ先
- ア 提出書類、入札及び契約に関すること
5 の入札・契約担当部局
 - イ 設計図書の内容等技術的要素に関すること
5 の工事・技術担当部局

技術提案 区域図

